

保育料・副食費のお知らせ



毎月の保育料や副食費は、世帯の市民税額等により決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度の課税状況で算定 ※ 令和5年1月～12月の収入から算定						令和7年度の課税状況で算定 ※ 令和6年1月～12月の収入から算定					

- ・ 父母等に国外での収入がある場合は、保育料等の算定に含めます。
- ・ 未申告者や、転入者等で課税資料の提出がない場合は、最高階層で決定します。
- ・ 家計の主となっている人(生計の中心者)が同居の祖父母等と判断される場合は、その方の市民税の所得割額等を保育料等の算定に含めます。
- ・ 月途中の入退園の場合は、利用日数に応じて保育料を日割り計算します。

ただし、認定こども園を利用し月途中で認定切替(2号⇄1号)になった場合は、月初における保育料がその月の保育料となります。

令和7年度 日立市保育料等徴収基準額表

※判定の基準となる市民税課税額は、住宅借入金控除、配当控除、外国税額控除、寄附金控除等による税額控除をする前の金額です。
(ただし、調整控除を除きます)
※幼児教育・保育の無償化により、3歳児から5歳児の保育料は無料です。
※日立市独自の軽減として、0歳児から2歳児の第2子の保育料(下表太字の網掛け部分)の無償化を実施します。

1 保育料

階層区分	市民税課税額	保育料(月額)				多子世帯 計算方法
		0歳児から2歳児(4月1日現在の年齢)				
		保育標準時間		保育短時間		
		第1子	第2子	第1子	第2子	
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	No.1
B	非課税世帯	0円	0円	0円	0円	
C	均等割のみ課税の世帯 所得割額 48,600円未満	17,600円	0円	17,300円	0円	
D1	所得割額 57,700円未満	24,300円	0円	23,800円	0円	
D2	所得割額 77,101円未満	24,300円	0円	23,800円	0円	
D3	所得割額 97,000円未満	24,300円	0円	23,800円	0円	No.2
E	所得割額 169,000円未満	31,100円	0円	30,500円	0円	
F	所得割額 301,000円未満	39,000円	0円	38,300円	0円	
G	所得割額 301,000円以上	49,500円	0円	48,600円	0円	

階層区分	市民税課税額	保育料(月額)				多子世帯 計算方法
		0歳児から2歳児(4月1日現在の年齢)				
		保育標準時間		保育短時間		
		第1子	第2子	第1子	第2子	
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	No.1
B	非課税世帯	0円	0円	0円	0円	
C	均等割のみ課税の世帯 所得割額 48,600円未満	8,000円	0円	7,800円	0円	
D1	所得割額 57,700円未満	8,000円	0円	7,800円	0円	
D2	所得割額 77,101円未満	8,000円	0円	7,800円	0円	
D3	所得割額 97,000円未満	24,300円	0円	23,800円	0円	No.2
E	所得割額 169,000円未満	31,100円	0円	30,500円	0円	
F	所得割額 301,000円未満	39,000円	0円	38,300円	0円	
G	所得割額 301,000円以上	49,500円	0円	48,600円	0円	

【多子世帯の計算(子どものカウント)方法について】下記計算後、第3子以降の保育料は0円です。

- No.1 年齢にかかわらず対象としカウントします。
①保護者と生計が同一の子や孫等 ②保護者が監護し生計が同一の子ども
- No.2 認可の教育・保育施設に入園している就学前の子どものうち、最年長の子どもから第1子、第2子とカウントします。年齢にかかわらずカウントした場合、第3子以降となる子どもは0円です。

【注意事項】

- 注1 ひどい親世帯等とは、子どもが属する世帯が次の①～③のいずれかの世帯です。
①母子(父子)世帯、②在宅障害児(者)がいる世帯、③生活保護法に定める要保護者等
- 注2 4月1日現在の年齢区分で算定します。このため、2歳児が年度途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中は「0歳児から2歳児」の額となります。(保育認定)

2 副食費 (※主食費は市民税課税額に関わらず徴収されます。)

主食費及び副食費ともに、各施設が定める額となります。

区分	市民税課税額	適用
保育認定(3歳児から5歳児)	所得割額 57,700円未満 (生活保護世帯を含む)	免除
	所得割額 57,700円以上	認可の教育・保育施設に入園している就学前の子どものうち、最年長の子どもからカウントし、第3子以降は副食費の徴収免除
保育認定(3歳児から5歳児) ひとり親世帯等	所得割額 77,101円未満 (生活保護世帯を含む)	免除
	所得割額 77,101円以上	認可の教育・保育施設に入園している就学前の子どものうち、最年長の子どもからカウントし、第3子以降は副食費の徴収免除
1号認定(教育)	所得割額 77,101円未満 (生活保護世帯を含む)	免除
	所得割額 77,101円以上	認可の教育・保育施設に入園している就学前の子ども及び小学3年生までの子どものうち、最年長の子どもからカウントし、第3子以降は副食費の徴収免除

保育料の納付について

私立認定こども園、家庭的保育事業所・・・利用施設に納付します。

公立の園、私立保育園・・・日立市に納付します。(原則、口座振替)

給食費(主食費及び副食費)の納付について

私立の園・・・利用施設に納付します。

公立の園・・・日立市に納付します。(原則、口座振替)

- ・ 保育料等は期限内に納付してください。納付が遅れると、法令に基づき、勤務先・金融機関等への調査、督促や差押等の滞納処分を受けることがあります。また、延滞金は納期限の翌日から1か月間は年2.4%、それ以降は年8.7%の割合で計算します。(令和8年1月1日から延滞金の割合が変更になる場合があります)